

堺市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

堺市児童福祉法施行細則（平成8年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第17条（見出しを含む。）中「堺市子ども相談所」を「堺市こども相談所」に改める。

第18条中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改める。

第21条第1項中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改め、「様式第34号）により、」の次に「当該措置に係る」を加え、同条第2項中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改める。

第22条中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改める。

第23条第1項中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改め、同条第2項中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改め、「様式第42号）により、」の次に「当該措置に係る」を加え、同条第3項中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改める。

第35条第10項、第12項及び第13項中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改める。

別表第3の備考1中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に、「額とする」を「額とする。」に改める。

別表第7の備考4第2号中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改める。

様式第20号中「あてはまる」を「当てはまる」に、「空欄」を「空欄」に、「80万円」を「児童福祉法施行令第27条の13第1項第3号に規定する額（円）」に、「除く」を「除く。」に改める。

様式第34号の備考及び様式第36号の備考中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改める。

様式第49号、様式第50号及び様式第55号中「堺市子ども相談所」を「堺市こども相談所」に、「あてはまる」を「当てはまる」に改める。

様式第55号の2中「堺市子ども相談所」を「堺市こども相談所」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市児童福祉法施行細則の様式（様式第20号を除く。）に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市児童福祉法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。